



## 雇用に関する法律一覧

雇用に関する法律と言うと、真っ先に頭に浮かぶのは労働基準法ではないかと思えます。その他、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法も良く耳にする法律ですが、これら以外にも、様々な法律によって事業主の義務や労働者の権利などが規定されています。以下にその一部の法律を紹介します。

法令	主な趣旨
労働契約法	民法の特別法として、個別労働紛争を解決するための民事的なルールを定めた法律。労働者及び使用者の自主的な交渉の下で労働者の保護を図りつつ、個別の労働関係の安定に資することを目的としている。 ・使用者は、労働契約に伴い、労働者とその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。(第5条) ・解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。(第16条)
高齢者等の雇用の安定等に関する法律	高齢者の安定した雇用の確保の促進、高齢者等の再就職の促進、定年退職者その他の高齢退職者に対する就業の機会の確保等の措置を総合的に講じることにより、高齢者等の職業の安定その他の福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的としている。 ・事業主は、高齢者の雇用確保措置(定年の引上げ/廃止、定年再雇用制度の導入)を講じなければならない。(第9条)
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	子の養育又は家族の介護を行う労働者等の雇用の継続及び再就職の促進を図り、職業生活と家庭生活との両立に寄与することを通じて、福祉の増進、及び経済及び社会の発展に資することを目的としている。子の養育及び家族の介護を容易にするため、育児休業、子の看護休暇、介護休業、介護休暇を規定。所定外・時間外労働の制限に関し、事業主が講ずべき措置を定めている。 *産前・産後休暇については、労働基準法に規定。
障害者の雇用促進等に関する法律	身体障害者又は知的障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置等を講じ、障害者の職業の安定を図ることを目的としている。 障害者の法定雇用率、障害者雇用納付金を規定。
短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律	短時間労働者について、その適正な労働条件の確保、雇用管理の改善等の措置を講ずることにより、短時間労働者がある能力を有効に発揮することができるようにすることを目的としている。 パートタイム労働法と呼ばれ、パートタイム労働者の公正な待遇の確保を規定。
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的としており、性別を理由として、募集・採用、昇格・降格、福利厚生等、差別的取り扱いの禁止を規定している。 ・結婚、妊娠、出産を理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。(第9条) ・事業主は性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、雇用管理上必要な措置を講じなければならない。(第11条)
職業安定法	労働者の募集・職業紹介・労働者供給について定めている。
労働関係調整法	労働関係の公正な調整を図り、ストライキなどの集団労働争議を予防し、又は解決するための手続きを定めている。
個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律	労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争について、あっせんの制度を設けること等により、その実情に即した迅速かつ適正な解決を図ることを目的としている。

### 知っておきたいミニ知識

### 法律ができるまでの流れ

労働時間制をめぐる労基法一部改正法案は、平成27年4月に国会へ提出されましたが、一度も審議されることなく棚上げにされています。来年こそ大きな動きがあるのではとされていますが、そもそも法律がどのようなプロセスを経て施行に至るのか、流れを簡単に見てみましょう。

法律の原案は各省庁で作成されますが、省庁に付属する諮問機関からスタートします。雇用政策に関しては、厚生省内に設置される労働政策審議会がこれに当たります。労働政策審議会は雇用現場を熟知した労使代表を含む委員からなり、厚生労働大臣等に意見を述べることができます。審議会で審議された内容は厚生労働大臣に建議され、建議に基づき法律案要綱が作成されます。要綱は再び審議会で審議され厚生労働大臣に答申されます。その後、関係各省や政府与党との調整等を経て、内閣で閣議決定され、国会へ法案提出の運びとなります。法案は国会で審議され、衆参両院で可決されれば成立です。成立した法律は上奏(天皇に申し上げること)され、その後30日以内に公布、国民に周知されます。尚、法律の効力が発動され、作用することになることを「施行」といいますが、施行日については、通常法律の附則で定められます。